

長野市長 鷲 澤 正 一 様

長野市情報公開審査会  
会長 柳 澤 修 嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年7月26日付け18建指第202号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「建築基準法に基づく建築計画概要書(平成17年4月1日から平成18年2月28日までに確認のおりた建築計画概要の2面、3面)」について、建築計画概要書2面の地名地番、住居表示及び備考欄の敷地の位置の表記並びに3面の付近見取図は非公開が妥当であるが、その他の部分は公開すべきである。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成18年3月24日に「建築基準法に基づく建築計画概要書(平成17年4月1日から平成18年2月28日までに確認のおりた建築計画概要の2面、3面)」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、当該情報は、条例第7条第1号に該当する非公開情報であるとし、平成18年3月30日に非公開の決定を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った非公開の決定を不服として、平成18年4月6日に異議申立てを行った。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年3月30日付けで実施機関が行った「建築基準法に基づく建築計画概要書(平成17年4月1日から平成18年2月28日までに確認のおりた建築計画概要書の2面、3面)」の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等において述べている理由は、次のように要約される。

建築基準法第93条の2、及び長野市建築計画概要書閲覧規定に定める閲覧の規定は、情報を公にする手段を定めたものであり、法令等の性格によってその方法に一定の制限があるとしても、それは非公開の理由を定めたものではない。実施機関がこれらの閲覧制度を認めながら、非公開の理由として法令の定めにより公開することができない情報としているのは、法令及び条例の解釈・適用を誤ったものである。

条例第15条第2項では、公開の方法として、文書又は図画については閲覧又は写しの交付を定めており、条例の範囲内で請求者の自由な意思によって選択できるものと考えられる。このように、公開の方法として閲覧だけではなく、写しの交付も認められているにもかかわらず、建築基準法に基づく閲覧制度のみに言及し、条例の適用を認めないことは情報公開制度の実効性を損なうとともに、法令及び条例の解釈適用を誤るものである。

条例第16条は、行政機関情報公開法第15条と同様、他の法令による開示の実施との調整を定めている。この規定は、他の法令等に条例と同一の方法が定められている場合にはその法令等が適用され、法令等が認める公開の方法が閲覧のみであり一定の場合には開示をしない旨の定めがある場合には条例の適用を受けると解釈するのが一般的である。この点においても法令及び条例の解釈・適用を誤ったものと言える。

### 4 実施機関の説明要旨

(1) 本件公開請求に係る行政資料については、建築基準法第93条の2において閲覧制度が設けられている。この閲覧制度は、建築物の善意の買主を保護するため、違反建築の防止及び無確認建築物の売買等の未然防止を目的として設けられたものであり、明らかに営利を目的とする閲覧請求まで認めたものとは考えられない。

異議申立人が請求している行政情報の対象期間は、平成17年4月1日から平成18年2月28日までの11ヵ月に及び、物件も特定しておらず、加えて申立人の提出した資料の内容から判断すると、本件公開請求が営利を目的としたものであることは明らかであり、本閲覧制度の立法趣旨を逸脱したものであると考えられる。

条例第7条第1号は「法令等の規定により公開することができない情報」を非公開とす

べき情報としている。ここでいう「法令等」には、その趣旨・目的に照らして公開することができない情報も含まれるのであり、情報公開制度によっても従来の建築基準法に基づく閲覧制度の趣旨が変更されたとは考えられないことから、本件公開請求に係る行政情報は、条例第7条第1号に該当するものであり、非公開とすべきである。

- (2) 異議申立人は、開示請求の方法は「閲覧」ではなく「写しの交付」である旨主張しているが、前述のとおり、本件行政資料の閲覧はあくまで、建築行為に伴う周辺との紛争防止や違反建築物の抑制を目的とするものであるから、条例に基づく「写しの交付」の請求であっても閲覧と同様、無限定に認められるものではない。
- (3) 異議申立人は、個人を特定できることとなる部分を除いて公開を求めている旨主張しているが、仮に条例第8条に基づく部分公開としても、本件行政資料のうち「特定の個人を識別することができるもの」及び「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を除いた場合、公開の対象となるのは、土地面積・建ぺい率・容積率など土地が特定されなければ意味を持たない情報のみである。従って、この場合であっても非公開とすべき部分を除いた部分に「有意の情報が記録されていない」というべきであり、非公開とすべきものである。

## 5 審査会の判断

本審査会は、条例第25条の規定に基づき、本件非公開決定に係る記録情報の提示を求めたうえで、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 実施機関は、非公開とすべき根拠として建築基準法第93条の2の規定をあげている。当該規定の立法趣旨は、実施機関が主張するとおり、違反建築物の防止、無確認建築物の売買等の未然防止を目的としたものと考えられる。しかし、同条はこれらを目的とするもの以外の一切の閲覧を禁じたものとは考えられず、条例第7条第1号に規定する「法令等の規定により公開することができない情報」に該当するとはいえない。

- (2) 実施機関は、申立人の請求は営利を目的としたものであることが明らかである旨の主張をしているが、条例においては公開請求の目的を問わず、何人にも情報公開の請求権を認めており、仮に営利を目的としたものであったとしても、それだけで請求を拒否する理由にはあたらない。

また、著しく不適正な権利の行使が許されるものでないことはいうまでもないが、同種の請求が反復継続して行われるような場合であればともかく、このような請求が行われたのは今回が初めてであり、請求の対象期間が約11ヶ月であること、及び物件が特定されていないことをもって、ただちに不適正な権利の行使に当たるとまではいえないと考えられる。

- (3) なお、建築計画概要書2面の地名地番及び住居表示並びに3面の付近見取図は、特

定の個人を識別することができる情報であり非公開とすべきである。また、2面備考欄に敷地の位置が記載されている場合、当該情報を公開すると、地名地番・住居表示を公開したと同様の結果となることから、当該部分についても非公開とすべきである。

実施機関は、個人情報に該当する部分を除いた部分には有意な情報が記録されていないというべきであり、結局非公開とすべきである旨主張しているが、非公開部分を除いた部分に記録された情報に必ずしも有意な情報がないとは言い切れず、非公開とすべき部分を除いた部分について公開すべきである。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 6 審査会の経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 7月26日	諮問
7月26日	第1回審査会 諮問書受理 経過説明 実施機関からの理由説明 審査
8月29日	第2回審査会 審査
9月25日	第3回審査会 審査
10月24日	第4回審査会 審査 答申